

告示

埼玉県告示第千二百九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、行田市南河原土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成三十年十一月十三日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	若林 愉貴雄	埼玉県行田市大字南河原五百三十三番地
同	赤羽 修一	同 犬塚千三百十六番地
同	江袋 和男	同 中江袋九十七番地一
同	小林 勝	同 南河原四百四十一番地
同	江森 広明	同 同 二百三十番地六
同	野中 實	同 中江袋五百八十五番地
同	江森 岩雄	同 南河原二千八十九番地
同	関和 英之	同 馬見塚七百七十五番地一
同	古澤 明	同 犬塚千二百七番地
同	栗原 正志	同 馬見塚八百九十三番地二
同	内田 三男	同 同 八百八十三番地
同	細井 清	同 犬塚七百九番地一
同	吉野 弘良	同 南河原七百一番地
同	山田 福太郎	同 同 二千六百九十六番地三
監事	大屋 寛	同 犬塚七百三番地
同	加瀬田 誠	同 南河原三百七十三番地
同	関和 房雄	同 馬見塚七百四十四番地一

二 退任

職名	氏名	住所
理事	若林 愉貴雄	埼玉県行田市大字南河原五百三十三番地
同	赤羽 修一	同 犬塚千三百十六番地
同	江袋 和男	同 中江袋九十七番地一
同	小林 久行	同 南河原四百五十二番地一
同	木元 孝夫	同 同 三百四十三番地一
同	島村 金光	同 同 二千六百二十二番地三

理事	野中	實	埼玉県行田市大字中江袋五百八十五番地
同	島村秀平	同	同 馬見塚三百五十五番地
同	木村雅泰	同	同 南河原七百九十二番地二
同	金子計之助	同	同 馬見塚七百六十六番地一
同	古澤	同	同 犬塚千二百七番地
同	栗原正志	同	同 馬見塚八百九十三番地二
同	金子憲一	同	同 同 七百五十番地
同	内田秀夫	同	同 同 七百二十七番地
同	加藤忠昭	同	同 犬塚千三百二十番地
同	古澤時男	同	同 同 七百三十七番地
同	山田福太郎	同	同 南河原二千六百九十六番地三
同	橋本茂	同	同 同 七百五十八番地三
監事	大屋寛	同	同 犬塚七百三番地
同	江森直	同	同 南河原三百三十八番地一
同	萩原正夫	同	同 馬見塚七百五十三番地